

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）
- b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）
- c. 専門人材マッチング
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）
- f.

◎私たちは、従業員一人ひとりが心も体も健康でいきいきと働ける職場づくりを目指し、以下の通りパートナーシップを宣言します。

- お互いの知識や経験を活かし、健康経営に関するノウハウを共有します
- 働く人たちの健康を守るために取り組み（例：運動や食事改善、メンタルケアなど）を、協力して実施します
- 繼続的に取り組みの効果を確認し、よりよい方法を共に考えていきます
- 社員だけでなく、家族や地域社会への健康づくりの輪も広げていきます

このパートナーシップを通じて、私たちは「健康で働く社会」をつくる一歩を、共に踏み出します。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

◎私たちは、親事業者と下請事業者との間における公正で持続可能な取引関係を築くため、以下の方針に基づいて行動します。

- 下請中小企業振興法に基づく「振興基準」を遵守し、下請企業の正当な利益を尊重します
- 一方的な取引条件の変更や、不透明な価格決定を行わず、事前説明と合意形成を大切にします

- 支払いの遅延、不当な返品・値引き、書面の未交付など、パートナーシップを損なう慣行を見直し、是正に努めます
  - 取引先の声に耳を傾け、改善提案や相談がしやすい風通しのよい関係を築きます
  - 定期的な見直しと教育により、社内全体で適正な取引慣行を根付かせていきます
- この取り組みにより、私たちは取引先との信頼を深め、共に発展していく環境づくりを目指します。

#### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト增加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

#### ③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

#### ④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

#### ⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他（任意記載）

- 価格交渉は一方的な通告ではなく、丁寧な話し合いによる合意形成を重視します
- 交渉の際には、労務費・原材料費・エネルギー費などの変動要素を適切に考慮し、必要な転嫁が行えるよう配慮します
- 契約内容や取引条件はすべて明確に書面化し、双方が安心して取り組める環境を整えます
- パートナー企業の働きやすさや健全な経営が守られることが、持続的な成長につながると考え、共にその実現を目指します
- 今後も、法令やガイドラインに則り、適正な取引慣行の見直しと改善を継続的に行っていきます

2025年6月21日

共栄電設株式会社

企業名

代表取締役 真鍋 秀司

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。